

令和6年度 第1回自殺対策計画推進委員会 議事録

- 1 日時 令和6年(2024年)8月6日(火) 午後6時から午後7時30分
- 2 方法 対面会議
- 3 会場 鎌倉市役所 第6分庁舎 602会議室
- 4 傍聴者なし
- 5 出席者 鎌倉市自殺対策計画推進委員 計9名(うち1名代理)

対面：渡邊直樹氏、渡邊夕雅氏、杉本誠氏、植松育子氏、小野真歩氏、

滝田実氏(塩見征司氏代理)、亀井みゆき氏、豊田祐子氏

オンライン：柴田なるみ氏

(欠席 桑原寛氏)

事務局 鎌倉市市民健康課 石黒課長、三島補佐、加藤、中上、長崎、門田、永原

6 議事録

事務局：定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、委員の過半数が出席されていることから、「鎌倉市自殺対策計画推進委員会条例施行規則」第3条2項の規定により、会議は成立していることをご報告いたします。柴田委員は、オンラインにてご出席いただいております。桑原委員からは欠席のご連絡をいただいております。

また、鎌倉警察署の塩見委員の代理として滝田様にご出席いただいております。

なお、議事録作成のため、本会議を録音させていただきますのでご了承ください。

推進委員会の議事進行は、施行規則第2条第2項にありますように会長が行うこととなっておりますが、本日は新委員に変わって第1回目ですので、会長が選出されるまでの間、事務局で会議を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の委嘱辞令でございます。本来ならば、お一人ずつお渡しをしておりますところでございますが、大変略式ながら、本日は机上に置かせていただいております。ご了承ください。

続きまして、「鎌倉市自殺対策計画 いきるを支える鎌倉」について、事務局から簡単にご説明させていただきます。

【「鎌倉市自殺対策計画 いきるを支える鎌倉」について】

事務局：本市の自殺対策計画についてご説明させていただきます。

年間の自殺者が3万人を超えるような状況を受け、国は平成18年に自殺対策基本法を制定しました。さらに、平成28年の自殺対策基本法改正ですべての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定を義務付けました。これを受け、鎌倉市では平成31年に第1期計画を策定しました。さらに、第1期計画の計画期間が終了することに合わせ、昨年度に改定作業を行い、令和6年度から令和10年度を計画期間とする第2期計画を策定しました。

「鎌倉市自殺対策計画 いきるを支える鎌倉」の2ページをご覧ください。本計画の位置づけ

ですが、第3次鎌倉市総合計画における「健やかで心豊かに暮らせるまち」を実現するための個別計画として位置づけています。国、県の計画との関係では、令和4年10月に新型コロナウイルス感染症による情勢の変化や我が国の自殺実態を踏まえた新たな自殺総合対策大綱が策定され、神奈川県でも、令和5年3月から「かながわ自殺対策計画」の第2期がスタートしています。鎌倉市の第2期計画は、このような上位計画の趣旨を反映させた計画となります。

次に、鎌倉市の現状と課題について簡単にご説明させていただきます。9ページ「自殺者数の年次推移」をご覧ください。鎌倉市の自殺者数は、最近では平成24年の43人を除き、20～30人前後で推移しています。コロナ禍の令和2年には、平成25年度以降最も高い自殺死亡率となりましたが、極端な増減は見られませんでした。次に、13ページ「鎌倉市における支援が優先されるべき対象群」をご覧ください。「地域自殺実態プロファイル2022」の分析によると、平成29年から令和3年の5年間で自殺者が多かった5区分が示されています。1位から4位まで男性が占めており「退職、過労」などの仕事に関する事柄が起因とみられることや、2位を除き無職である点、4位を除き同居ありである点など、いくつかの共通点が見られます。

次に、39ページ「施策の体系図」をご覧ください。第1期計画同様、「誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指す」という基本理念のもと、「話せる聴けるつながれる人づくり」と「気づきつなぎ見守る地域づくり」を基本目標としています。基本施策9つのうち、施策6と8が第1期計画から変更した部分であり、第2期計画の重点施策となります。

52ページをご覧ください。重点施策1「いきることの促進要因への支援及び地域におけるネットワークの強化」として、1～3に取り組みます。55ページ図4-5-5「自殺対策の組織体制」をご覧ください。庁内各課と連携するだけでなく、医療、福祉、事業所、地域の活動団体、社寺等あらゆるものが自殺対策を支援する地域資源であることを意識し、そのつながりを強化するため、関係機関への働きかけを行っていきます。具体的な取組内容は56ページのとおりです。

次に、61ページをご覧ください。重点施策2「女性がいきるための支援」についてです。女性の自殺者数が3年連続で増加し、妊産婦への支援やコロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を国が当面の重点施策として新たに位置付けたことを受け、本市においても重点施策として取り組むこととしました。特に、令和6年4月の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本市でもこども家庭センターを設置しており、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援など、相談支援体制の強化を図ります。その他の取組内容は62ページのとおりです。

最後に、66ページをご覧ください。目標として、自殺者数、自殺死亡率の15%減少を目指します。モニタリング指標は67～70ページのとおりです。以上で本市自殺対策計画についての説明を終わります。

【鎌倉市自殺対策計画推進委員会委員の委任について（委員自己紹介）】

事務局：続きまして、本日皆様、初めてのお顔合わせになりますので、委員の皆様方に自己紹介をお

願いたいと思います。本会議は、「鎌倉市自殺対策計画」の71ページにあります、条例第3条第2項で定めている各分野からご推薦をいただき、組織しています。
お手元にお配りいたしました委員名簿の順にご所属とお名前をお願いできればと思います。

(名簿に従って順に自己紹介)

事務局：皆様、自己紹介ありがとうございました。今期も各方面や地域で、実際に自殺に傾きそうな方のSOSを受け止められる方々に委員をお願いさせていただいています。前の期もそうだったのですが、今期もこの先鎌倉で自殺対策を推進していく上で、強力な味方を得た気分で自己紹介を拝聴させていただきました。任期中、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。庁内でも市民健康課だけで計画を進めているわけではなく、教育部門ですとか、産業部門ですとか、子ども部門、障害といろいろな部門で検討させていただいてまして、鎌倉市自殺対策計画推進庁内検討会というものを組織しています。この推進委員会を開催する場合には、事前に庁内検討会で議事について揉ませていただいた上でこちらにお諮りをするというような形になっています。逆にここで出たご意見をそれぞれの部門にフィードバックするという横の繋がりを強化しています。検討会に入っているそれぞれの課というのが、実際に窓口で市民の方々からいろいろな相談を受けたり、支援をしたりする課になっています。直接市民の方々と繋がりがある庁内の関連各課で横串を刺して取組を進め、何かあればそれぞれの課に繋げていきたいと思いますので、よろしくお願いします。なお、最後になりますが本日事務局として市民健康課の職員が出席させていただいていますので、よろしくお願いします。

【委員長及び副委員長の選出について】

(委員長に渡邊直樹委員、副委員長に桑原寛委員を選出)

事務局：委員長が選出されましたので、この後の進行を委員長に願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

【議題1 令和5年度実施事業評価及び令和6年度事業計画について】

委員長：それでは次第に基づき議事を進めてまいります。まず、事務局から説明をお願いいたします。

市民健康課：令和5年度実施事業評価及び令和6年度事業計画について、説明いたします。

資料1「令和5・6年度 鎌倉市自殺対策計画進捗管理シート」をご覧ください。

このシートは、鎌倉市自殺対策計画 基本施策1から9の各項目に対する、令和5年度実施計画の評価 及び 令和6年度の実施計画について、庁内各課の回答を一覧にしたものです。

事業の進捗管理は、自殺対策事業を推進する上で欠かせないプロセスであり、その際、このシートを活用することが、厚生労働省と、厚生労働省大臣指定法人である「いのち支える自

自殺対策推進センター」より推奨されています。

シートの作成を通し、課をまたいだコミュニケーションの機会、各課の事業と自殺対策計画との関連性を確認するきっかけが生まれるなど、庁内の協力体制を築くためのツールの一つになっています。

次にシートの構成についてです。左上に基本施策のタイトル、一番左の列から順に、計画における項目、実施内容、担当課、令和4年度と令和5年度の実施計画・実施状況・評価、令和6年度の実施計画、となっています。一番下にページ番号を記載しています。

では、主要な項目を一部抜粋してご説明します。

1 ページ目 基本施策1 市民への情報提供及び普及啓発です。

市民への情報提供の方法として、窓口、食料支援、相談対応の場等で、相談事業の案内や相談窓口情報のリーフレット等を、関係各課で配架・配布しています。その他、広報やSNSでも周知をしています。また、福祉総務課では、重層的支援体制整備事業の取組の中で、関係機関に対し情報発信を行っています。

今年度、市民健康課が発行している相談窓口一覧の冊子「かまくらサポートリスト」を改訂します。ケアラー条例に伴い、ケアラーに関するページを追加する予定です。

3 ページ目 基本施策2 自殺を支える人材の育成 の取組 です。

自殺を支える人材の育成は、主にゲートキーパー養成講座に関する内容です。

「2-2.地域におけるゲートキーパーの育成」の中で、(2-2①)市民健康課では、令和5年度、市民向けゲートキーパー養成講座として、自死遺族の方と、精神科医である桑原寛先生による講演会を行いました。参加者の事後アンケートからは、「自死遺族の方の話はとても心に響くものがあり、同じような遺族の方々にも共感できる場所が多かったと思う」「自死遺族の話を実際に聞いたことの意味がとても大きかった。実際に自殺に至るまでのエピソード、家族がそれをどう受け止めていたか、とてもリアルで重みがあった。桑原先生の講義もとても包括的で、誰かのSOSに気付ける自分であるために、自分のこころを健康に保つことが大事だと気づいた」等があり、自殺に対する偏見や思い込みも減少していました。前半に自死遺族の方からのお話、後半の精神科医の話という構成で実施した結果、参加者自身の心により届き、自分事として捉えてくれたように思います。令和6年度も、令和5年度と同様の講演会を予定しています。テーマは「生きるについて考える」とし、主に65歳以上の方向けの講座である「かまくらシニア健康大学」の全12回のうち1回に、この講演会を当てることにしています。高齢者は、身近な方を亡くす体験をされる割合が高く、そのことをきっかけに引きこもりがちになり、うつ病を発症しやすい傾向にあります。亡くなる原因は様々ですが、大切な人を亡くした心の痛みは共通するものがあり、自死遺族の方の話にも共感される方が多いです。そのため、今年度は高齢者に焦点を当て、うつ予防、自殺予防につながる機会とします。他に、株式会社アシスタンスの協力のもと、7月25日、高齢者に携わる方向けのゲートキーパー養成講座を実施しました。(2-2⑤)生活福祉課では、令和5年度、第10地区の民生児童委員を対象にゲートキーパー養成講座を実施しました。普段の地域での声かけやサロンでの活動自体が、自殺対策につながっていることに気付いてもらうきっかけとなりました。令和6年度は、生活福祉課の協力を得て、民生委員児童委員協議会の定例会に

において、ゲートキーパー養成講座を周知させていただきました。

4 ページ 基本施策3 こころの健康づくりの推進 の取組です。

上から2つ目以降は、子どもと子育て世代に焦点を当てた内容となっています。こども家庭相談課は、健診、育児教室、家庭訪問、育児相談などを通じ、複雑化している子育て世代の相談に対し、寄り添った支援を行っています。教育センターは、保護者懇談会を実施し、不登校などの悩みを持つ保護者への支援に取り組むことを計画に挙げています。計画改訂に伴い、令和6年度からはこども支援課、保育課、発達支援室、教育指導課、教育センターにも協力を依頼し、幅広い年代のこころの健康づくりに取り組んでいきます。

5 ページ 基本施策4 適切な精神保健医療福祉へつなぐ支援 の取組です。

「4-2.適切な医療の利用に関する啓発」の中で、(4-2①)保険年金課では、精神疾患を有する重複多受診者に対する支援をしています。重複多受診者とは、睡眠障害、統合失調症、うつ病などで、2つ以上の医療機関から3か月以上継続し、重複して睡眠薬や躁病・躁うつ病治療薬などの処方を受けていることが確認された方です。重複多受診者は、手元に多量の薬を所持している可能性が高く、オーバードーズのリスクがあるため、自殺予防の視点も持ちながら、電話で、体調確認、辛さを受け止めつつ、適切な受診について支援しています。

(4-2③)市民健康課では、令和6年度、医療従事者を対象に、「こころのケアナース講座」を行います。こころのケアナースとは、鎌倉市医師会病院会看護部長会のご協力のもと、看護師の方やコメディカルの方を対象に、自殺に対する理解を深め、待合・外来での声かけのポイントや対応を学ぶための講座です。講師は、本委員会の委員長でもある渡邊直樹先生と、臨床心理士の先生に依頼しています。令和3年度に実施した際、未遂者と短期間の関わりをもつ救急外来の看護師から、相談先を伝えるツールとして「かまくらサポートリスト」を活用したいとの声があり、提供したことがありました。未遂者支援については、広域的な支援が必要となるため、県や医療機関との連携が課題です。

6 ページ 基本施策5 勤務問題における自殺対策の推進 の取組です。

「5-1.勤労者への支援」の中で(5-1①)商工課では、令和5年度、労働相談、メンタルヘルス相談、街頭労働相談を行っており、令和6年度も継続して実施予定です。

「5-3.『健康経営』の視点をもった取組」の中で、職員課では、ストレスチェックの実施、健康リスクの高い職場の所属長へのフォローのための個別相談会の実施、コミュニケーション活性化等を行っています。今年度、藤沢公共職業安定所の委員に勤務問題について現場の状況をもとにご意見をいただきたいと思います。

7 ページ 基本施策6 いきることの促進要因への支援及び地域におけるネットワークの強化 の取組です。

こちらは、重点施策1として位置付けています。

「6-1.生きがい支援」の中で(6-1①)高齢者いきいき課は、老人クラブやサークル事業の活動を通じて高齢者の生きがいづくりや外出・仲間づくりの機会を設けています。

「6-2.居場所づくりと連携」の中で、(6-2③)こども家庭相談課は、令和6年度、課題を抱える児童の居場所である児童育成支援拠点事業、ヤングケアラーピアサポートの場の開設を計画に挙げています。(6-2④)青少年課は、令和5年度、新たな青少年の居場所づく

りの計画としてフリースクールの補助金を新設し、令和6年度は、中高生が放課後や休日に自由に気兼ねなく過ごせる場となるよう、鎌倉青少年会館のリニューアルを計画しています。

(6-2⑥) 介護保険課では、令和5年度、地域で活動する仲間づくりの一端として、地域介護予防活動支援補助金を88団体に交付しました。(6-2⑦) 地域のつながり課では、公会堂の維持修繕等を行う自治会・町内会、公会堂を有償で借りている自治会・町内会に対し、補助金を交付しています。このように、「補助金交付」も居場所づくりの支援につながっています。

8ページ「6-3.多様性の理解促進」の中で、(6-3②) 教育センターは、教職員向けに人権研修会および不登校への理解をテーマとした研修会を開催しています。

「6-4.地域共生の実現に向けた取組」の中で、(9ページ①) 商工課では、湘南・横浜若者サポートステーションと共にひきこもり本人・家族向けにセミナー及び個別相談会を実施しています。(9ページ⑤) 納税課では、税金の滞納者に相談窓口の案内や、催告書へのリーフレット同封を行っています。税金の滞納者は何らかの生きづらさを抱えている状況であることは明らかであり、相談につなげられるよう努めています。

(10ページ①)「6-6.自殺対策推進体制の整備」の中で、市民健康課は、庁内検討会ワーキンググループにおいて、研修や事例検討会を実施しています。昨年度の参加者からのアンケートでは「他の課の人と顔見知りになり、何かあれば相談しようと思った」「色々な事例を知ることができ、今後の業務に役立つ」がありました。令和6年度は、全3回のうち第1回で、臨床心理士であるヴィヒャルト千佳こ氏を講師に招き、希死念慮のある方などからの、「相談を受ける際のスキル」をテーマに研修を開催し、スキルアップの機会とします。第2・3回では、事例検討会を予定しています。

12ページ 基本施策7 個人及び地域全体の自殺リスク低下に向けた支援 の取組です。

「7-1.各種相談窓口の周知」の中で、高齢者いきいき課、生活福祉課、地域共生課等、各課が市民の相談に対し、適切な関係機関と連携している状況があります。

「7-2.様々なリスクに対する相談・支援機能の充実」の中で、(7-2⑤) 市民健康課は、生活福祉課主催の食糧支援「スマイルフードプロジェクト」の場で、来場者のうち相談を希望する方の相談にあたっています。昨年度までの自殺対策推進委員の方と、現在の委員のご協力のもと、行っています。

「7-3.虐待予防」の中で、(7-3②) 高齢者いきいき課は、虐待やセルフネグレクトの予防と問題の解決に向け、地域包括支援センター、警察、消防、民生委員、医療機関及びケアマネジャーと連携して対応しています。

15ページ 基本施策8 女性がいきるための支援 の取組です。

女性の自殺者数が3年連続で増加し、国の自殺総合対策大綱において、女性の自殺対策を当面の重点施策に位置づけたことを受け、本市も、重点施策2と位置付けています。鎌倉市の女性の自殺者数は令和1年から2年にかけて増加し、令和3・4年も横ばいです。令和5年度までも、妊産婦、子育て中の母、生活困窮の女性、就労を希望する女性などに対する相談事業を実施してきました。令和6年度は、施策との関連への意識を強め、引き続き相談支援に取り組んでいきます。

16 ページ 基本施策 9 子ども・若者のいきる力を育む（「SOS の出し方教育」等） の取組です。

小中高生の自殺者数は平成 29 年以降増加傾向が続いており、令和 4 年では 514 人と過去最多となっています。その現状を受け、国が昨年、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめ、こどもの自殺対策を強化する具体策を掲げたことから、本市でも重視すべき内容です。

「9-1.子ども・若者の健全育成への支援」の中で、(9-1①)生活福祉課は、生活困窮世帯等の子どもを対象に、学習・生活支援や、制度案内のチラシ配布をしています。(9-1③)教育指導課では、就学相談、指導主事の学校への派遣による課題解決のための指導・支援を行っています。(9-1⑤)青少年課では、学童保育 放課後かまくらっ子の支援や、青少年団体の活動を支援しています。(9-1⑥)こども家庭相談課では、小中学校において、保健師・助産師による「いのちの教育」、外部講師による「ライフプラン講演会」、「SOS の受け止め方講座」を実施します。令和 6 年度、いのちの教室については、現在小学校 16 校中 7 校、中学校 9 校中 7 校と多数から依頼がきており、随時実施していきます。ライフプラン講演会は 2 回実施予定で、1 回は泌尿器科医の岩室紳也氏、もう 1 回は中央大学人文科学研究所客員研究員の高橋聡美氏による「SOS の出し方講座」の予定です。SOS の受け止め方講座は、子どもの SOS を受け止める側である教員、保護者、教育関係者を対象とした内容です。SOS を受け止める体制があつてこそ、子どもが安心して SOS を出すことができるため、SOS の出し方講座、SOS の受け止め方講座は両輪で実施しています。(ページ下から③)市民健康課では、県、鎌倉市、逗子市、葉山町、各市町の社会福祉協議会で構成する「いきるを支える鎌倉・逗子・葉山」実行委員会として講演会を実施しています。今年度は小中学生の保護者向けに、「子どもの自己肯定感を上げるためにまわりの大人ができること」をテーマとした、講演会を行います。講師は、産婦人科医である高橋幸子氏です。

シートについては以上です。

市民健康課が、自殺対策担当部署として単独で出来ることは限定的であるため、庁内各課がお互いの役割を知り、連携し合うことが不可欠です。しかし、課や個人により意識の程度は様々であるのが実情です。実際、今回シートの回答を依頼する中で、「なぜ自分の課が担当に入っているのか?」「取り組み内容に関連付けるのは無理がある」といった反応がありました。その反応を受け、担当者と顔を合わせ、「自殺対策が目的の事業ではないかもしれないが、この事業のこういった部分が、自殺防止につながっているのでは」と説明をすると、受け入れてもらえ、回答に反映してくれる課もありました。数年前は、このシートも空欄が目立っていましたが、年々、計画と照らしわせて、自発的に記載する課が増えています。今後も、地道な働きかけにより、庁内全体の意識に向上につなげたいと考えます。

議題 1 については、以上です。

委員長：ありがとうございました。事務局からの説明に対するご質問、ご意見のある方はお願いします。

事務局：未遂者支援のことで鎌倉保健福祉事務所さんに質問です。未遂者は再度、自殺を図るリスクが高いと言われています。当市でも以前、未遂者について他県から情報提供があり、本人の同意を得て支援をしていました。いろいろな相談先には繋がっていましたが、結果的にはその方は自死をされてしまいました。そういった苦い経験もあり、未遂者支援はとても難しいと感じています。先ほど、未遂者支援は広域的な支援が必要とお伝えしましたが、市町だけで支援体制を築くのは難しいと思っています。特に救急の医療機関に未遂者の方が搬送された際、次の相談先に繋りにくいという課題があります。昨年、いきるを支える実行委員会で、県でも未遂者支援を行っていくと伺ったので、今年の動きや計画があれば教えてください。

委員：保健所の特徴として医療機関と連携しやすいというところで、未遂者支援を保健所で何かできないか、取組を考えているところです。それに当たって救急に携わる消防や湘南鎌倉総合病院さんにヒアリングさせていただいたり、各精神科病院でお話を伺いしたりしています。また、既存の精神科病院が集まる連絡会でもお話できればということで検討しています。

今お話があったように、自殺未遂者の人の情報提供をする機関やそこが支援する仕組がすでに整っている県もあるようです。その県から神奈川県はそういうものがないのかと問い合わせがあり、ご本人同意のもと保健所が支援することになったのですが、こちらに帰ってきたご本人に連絡を取ろうとしても2週間3週間毎日電話をかけても出られなくて、ご家族に連絡しても出られなくて、通院先に連絡取っても受診しているのは確認ができるけれど、そこから「保健所の人心配していますよ」と言ってもなかなか繋がらなくて、強制でもないのに結局情報提供までで終わってしまったという事例がありました。

先ほどおっしゃったように未遂者支援は本当に難しく、湘南鎌倉総合病院さんにお話をお伺いしたときも、やはり広域的と言っても、鎌倉保健所の管轄が逗子と鎌倉と葉山になるのでそこで取り組んだとしても、湘南鎌倉さんに運ばれてくるのは管轄外の方ももちろんいらっしゃる中で、鎌倉逗子葉山の住所の人たちだけ支援に繋がったり、情報提供したりということが特別待遇のようなかたちで差別にもなってしまう、というお話がありました。もちろん単体の市町ではなく県の保健所なので広域的ではありますが、病院にとっては住居も関係なく県外からも運ばれてきたりするためなかなか難しいとのこと。未遂者となるとかかりつけ医がある方もいますが若い方だとかかりつけ医も全くなくて精神科も未受診で今回初診という人だと、病院としてもどこまで介入していいか、どこまで何をできるのか、といったところがあるようです。この場で保健所としてこれをやりたいですというお話ができればいいのですが、知れば知るほど難しく、どう扱っていくかというのは本当に検討段階ということしかお伝えできないところです。この委員会で教えていただけることがあればよろしくお願いします。以上です。

事務局：本日ご欠席の委員から資料をご覧いただいたご意見をいただいていますので、ご紹介させていただきます。

「各個別事業とも、令和4年、令和5年の評価と令和6年度取組予定と経年的な評価がなされている点がよかったと思います。また令和6年度事業には、前年度休止事業の再開（ころ

のケアナース養成など）や新たな追加事業が見られており評価できる。なお、再掲事業の評価が一部違っているところが見られました（市民向けゲートキーパー養成講座）。評価の統一の検討が必要と思われました。」とのことです。

事務局：資料１の３ページ上から４行目「市民が自殺対策の理解を深めるための基礎講座を実施します」のゲートキーパー養成講座は評価を△にしています。後ほどご説明しますが、同じゲートキーパー養成講座を再掲していてそこは評価を○にしていました。

３ページでは、市民が自殺対策への理解を深めるためにゲートキーパー養成講座を実施したと記載していきまして、課題として周知の開始の時期が遅く参加者が３４人と少なかったということで、より多くの市民に周知し講座を聞いていただきたかったので、周知時期をもう少し早めた方がよいと考えたことから、評価を△にしています。もう１ヶ所再掲しているのが、１１ページの真ん中あたりで、ここは評価を○にしています。同じゲートキーパー養成講座を載せているのですが、ここでは実施目的「自死遺族や自殺未遂者の支援について、地域で支援する団体等の情報を収集し、連携した支援のあり方を検討します」という項目に載せています。先ほどご説明させていただいたのですが、参加者の方々のアンケートでは「自死遺族の方の話、精神科医の先生の話聞いたことでとても心に響いた」といったご意見をいただいていたので、内容面で評価して○としています。

【議題２ 令和６年度事業スケジュールについて】

委員長：次に、議題２について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料２の自殺対策事業スケジュールについてご報告します。

推進委員会は、今回１回目を８月に行っていますが、２回目以降は１１月と３月を予定しています。庁内検討会は委員会の前に行っていますので、７月、１１月、２月に行う予定です。庁内ワーキンググループですが、窓口で市民に関わる職員を対象にワーキンググループを設置しています。１回目は研修として臨床心理士の方にスキルアップ講座をお願いします。「死にたい」「消えていなくなりたい」等、希死念慮のある方の相談を各課で受けています。一方で個別支援の方法を学ぶことも大事ですが、委員もおっしゃっていた民生委員さんが抱える心の負担というのは職員も同じですので、相談を受ける側のメンタルの保ち方も学習します。２回目、３回目は事例検討を行います。神奈川県精神保健福祉センターから相談員と医師を招いて助言を受けます。３月の自殺対策強化月間で各課の取り組みを展示します。

いきるを支える鎌倉逗子葉山実行委員会では、９月に講演会を Zoom で行います。皆さんもぜひ参加してください。３月の自殺対策月間に合わせてグッズを作成し、配布します。

次の普及啓発事業ですが、９月の自殺予防週間、３月の自殺対策月間では市役所のロビーで自殺対策に関わる展示を行っています。

次の若年層対策では、いのちの教室を随時行っていきます。今年度は市内全中学校からご依頼をいただき、関心が高まっていることがうかがえます。SOS の出し方講座ですが、今年は２校に増やして行います。思春期の性をテーマにしたライフプラン講演会は３月に行います。SOS

の出し方講座と両輪で行う SOS の受け止め方講座は、同日に行う予定です。

専門職向けのゲートキーパー養成講座はこころのケアナース講座を 10 月 22 日の夜間に実施します。こちらも詳細が決まりましたら皆さんにもお知らせいたします。市民向けゲートキーパー養成講座は、3 月 4 日に実施します。湘南鎌倉医療大学の会場をお借りします。7 月 25 日に行った高齢者に携わる人向けのゲートキーパー養成講座は、20 名定員のところ 18 名の参加がありました。事前に民生委員さんの定例会で周知をさせていただいたところ、多くの民生委員さんに出席していただきました。委員もおっしゃったように支援する側の支援も大事だということを感じました。アンケートでは支援した方が自死されたという方もいらっしゃったので、やはり自分のメンタルを保っていく上でもゲートキーパー養成講座はとても大事だと感じています。最後の地域づくりでは、いきるを支える相談会を行います。今年度はすでに 2 回実施しました。この事業は 3 年目になりますが、最初は相談会を設定してそこに来ていただく形で計画をしていました。実際に募集してみても誰も来ないという状況がありました。生活に困窮している方が集まる場にこちらから出向く形をとりたいと考え、食料配布の会場で相談会を行っています。食料をもらうついでに話をしていく、匿名、予約不要という点で、市役所に相談に来るよりハードルが下がるような工夫をしています。もう一つ特徴的なのは、傾聴をメインにしていることです。30 分はあなたの時間ですよという形で専門職が話を聞いています。介護の問題、精神的な問題、幼少期の虐待、借金問題といろいろなことが絡み合っていますが、話していくうちに自分で解決の糸口を見つけるといった姿がいつもとても印象的です。専門職から「それは悲観的にならずに自信を持っていいことだよ」と言ってもらえたことが励みになり、「これから頑張って生きていこうと思います」と帰られました。相談会はこれから先も相談員の方のご協力を得ながら続けていきたいと考えています。過去 3 年間の統では、相談者の 8 割以上が女性で、そのうち 6 割が 40～50 歳代でした。一番自殺率が高いと言われている中年の世代にターゲットに当てて事業ができるというところでは、とても大きな意義があると思っています。以上です。

委員長：ありがとうございました。充実した内容になっていますが、令和 6 年度のスケジュールについて、事務局からの説明に対するご質問、ご意見等ある方はお願いします。

委員：今お話がありました通り、私も相談会と一緒に参加させていただいている中で少し感想的なことになりますが、お話させていただきます。相談会では、受付で相談や話したいことがあるというところにチェックを入れた方に声をかけて、ちょっと話していくという方のお話を一緒に聞かせていただいています。最近、この相談をしに来たかったんだということをおっしゃった方がいらっしゃって、今まではそういう方はいなかったのが印象的でした。食料配布の場所ではかなり多くの方が開始前から列をなしていらっしゃいます。配布が終わったらさっと帰る方が多いのですが、ただ、そういう中に紛れて私は相談をしたかったんですと来る方がいて、やはりやっている意味を感じました。法律問題だけであれば市役所でも相談がありますし、アクセスできると思いますが、いろいろ込み入った問題やメンタルヘルスの問題を抱えている方の相談ですので、保健師さんがその部分はしっかり手当してくださって今後も市役所で見守っ

てくださると思うと、逆にこちらも心強いです。県でも包括相談などの機会がありますが、なかなか定例ではないという部分があって、次はいつですと言えないことがあります。こちらは年6回と限られていますが、複数専門職で相談を受ける機会は貴重ですので、細々でも続いてほしいと思っています。

委員：今までもこれからも充実した内容だと思いますが、ここにおいて NPO 団体などはどのように関わっているのか、もしくは関わっていないのかを教えてくださいと思います。

事務局：国の紹介している NPO 団体を相談先に載せているところがありますが、直接連携して何か事業を行っているというのは今のところありません。

事務局：ご欠席の委員からのメールの続きをご紹介します。

「これまでの、鎌倉市自殺対策協議会では、国・県施策の対策の動向を見据えつつ様々な立場の方々の積極的な意見交換を経て「いきるを支える鎌倉」を策定、実践してきました。新計画をふまえた令和6年度からの事業計画は、より広範な視点でより充実したものになっていると思います。本事業計画を着実に実施することが求められます。

鎌倉市の自殺者数は、令和元年までは減少傾向にありましたが、コロナ禍での3年間ではやや増加傾向に転じています。ただ、これまでの取組の成果により予想されたほどの自殺者の増加には至っていません。また、コロナ禍のなかで新たな課題となった、女性、子どもの自殺者増加への対策強化についても改定計画案のなかに、女性がいきるための支援、子ども若者の生きる力を育むことが基本施策として取り入れられ、「孤独・孤立対策の強化」の重要性も共有化されたところです。これらの新たな課題を意識した事業展開が求められます。

特に「孤独・孤立対策」では、コロナ禍での社会・生活環境の変化には、スマホの浸透を背景にした、私たち個々人の価値観、世界観の変化の影響が大きいように思います。具体的には、不要不急の外出は避け、在宅勤務、自宅待機の時間が増える中、情報収集やコミュニケーション手段としてのスマホの役割が増大しました。しかし高齢者はスマホなどの取り扱いには不慣れで、より孤独・孤立に追い込まれがちです。さらに、スマホ等による SNS 上での様々な対人関係にかかるトラブル、ネット詐欺などの蔓延なども社会問題化しています。そして、個々人の意見・自由の尊重といった名目裏で、「孤独化・孤立化」が拡がり、自己肯定感の喪失、命の重さの軽視、他人への無関心などが拡がりつつあるように感じています。高齢者・若者を孤独に放置しない地域づくりは極めて今日的な課題であると思います。

なお、各年代のメディア活用能力を踏まえた、適切な情報発信は、効果的な事業展開上で有力なツールともなりえます。このことを踏まえた自殺対策の各事業実施に、オンラインでの参加など、より事業に参加しやすい、方法の工夫が必要と思われます。

また、国は、先般、子ども基本法を策定し、子ども家庭庁が作られ新たなプラットフォームの創

出・強化を目指しています。こうした国・県の実施状況を踏まえつつ、鎌倉市の子ども家庭相談課の事業では、庁内各課との連携と新たなステークホルダーの組織化と子どもを守るネットワークの強化を基盤にした事業展開が望まれます。」

ということでメッセージをいただいています。機構改革で子ども家庭相談課が設置されましたので、また実績報告を皆さんにお伝えしたいと思っています。以上です。

【その他】

委員長：その他についてですが、委員から何かありますでしょうか。

委員：私が関わっている一般社団法人 自殺予防と自死遺族支援・調査研究研修センターという団体がありまして、川崎市精神保健福祉センターの竹島先生も関わっていらっしゃる、私も理事をしています。ご紹介する研修の対象は自治体職員や民間団体など自殺対策に取り組む方向けで、計画などを作っていくに当たっての視点等学ぶオンラインの研修になっています。私は私日本司法書士連合会の自死問題対策部会というところにおきまして、司法書士は先ほど申し上げた通りいろんな現場で死にたいというような方に出会いますし、あとは行政の方やいろいろな民間団体の方と協力をしてやっていく立場なので、地域の取組を話すようにと言われて、私も少しだけお時間いただいて話すことになっています。よろしかったらぜひ参加していただければ。何か地域の取り組み例を話してほしいと言われているので、鎌倉市で関わらせていただいている食料配布の相談について、細かい事例は言いませんが、話させていただければと考えていますがよろしいでしょうか。以上です。

委員長：最後に、事務局からお願いします。

事務局：この後のスケジュールについてですが、次回の委員会は令和6年11月頃を予定しています。また別途日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長：これで第1回自殺対策計画推進委員会を終了いたします。

以上